5　農林水産大臣は、第四十七条第五項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

6　第四十七条第六項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る事項の公示については、農林水産大臣が別に定めるところによるものとする。

（適合の表示を付する外国取扱業者の認証の申請）

第五十八条の二　第三十八条の二の規定は、法第三十三条第一項の認証の申請について準用する。この場合において、第三十八条の二中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

（適合の表示を付する外国取扱業者の認証の技術的基準）

第五十八条の三　第三十八条の三の規定は、法第三十三条第一項の認証について準用する。

（登録外国認証機関の登録に係る準用）

第五十九条　第三十九条の規定は法第三十四条の登録の申請について、第四十条の規定は法第三十四条の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十六条第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第三十六条において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目）

第六十条　令第六条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一～四　（略）

五　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

（登録外国認証機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第六十一条　前条の規定は、令第七条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、同条第三号中「登録の審査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の登録の更新に係る準用）

第六十二条　第三十九条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十条の規定は令第九条第四項において準用する令第六条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣

4　農林水産大臣は、第四十七条第四項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

5　第四十七条第五項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る事項の公示については、農林水産大臣が別に定めるところによるものとする。

（新設）

（登録外国認定機関の登録に係る準用）

第五十九条　第三十九条の規定は法第十九条の八の登録の申請について、第四十条の規定は法第十九条の八の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の二第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは、「第十九条の十において準用する法第十七条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

（登録外国認定機関の登録に係る旅費の額の計算の細目）

第六十条　農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第六条第二項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一～四　（略）

五　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

（登録外国認定機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第六十一条　前条の規定は、令第七条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、同条第三号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、「一日」とあるのは「三日」と読み替えるものとする。

（登録外国認定機関の登録の更新に係る準用）

第六十二条　第三十九条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十条の規定は令第九条第二項において準用する令第六条第二項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる